

2021年1月14日

ご利用者様
ご家族様

社会福祉法人 こころの窓
通所施設 青い鳥
管理者 田中研吾

緊急事態宣言 発令下の「青い鳥」の運営につきまして

ご利用者、ご家族の皆様におかれましては、長期にわたる新型コロナウイルス感染症予防対策へのご協力を賜り、誠に有難うございます。

さて、昨日、大阪府下全域を対象に再び緊急事態宣言が発令されました。対象期間は、本日1月14日（木）から2月7日（日）です。

緊急事態宣言期間中、「青い鳥」では活動の内容や実施方法を以下のように見直し、通常営業を継続いたします。皆さまにはご不便をおかけしますが、緩むことなく感染予防に注力し施設を運営して参りますので、ご理解ご協力のほど、宜しくお願い申し上げます。

■活動プログラムの見直し内容

・ ミュージック・ケア及びフィットネス

緊急事態宣言期間中は活動を見合わせます。

・ 誕生日会（お祝いの食事）

これまで通り、外食は控え、ショートステイ棟にて、ひとつのグループを4人以下とし、卓上をパーティションで区切って実施します。普段の昼食と比較してもリスクは同等と考えられますので、継続いたします。

・ 新聞回収 職員のみで実施します。

・ 近隣散歩 実施する場合は少人数に限ります。

・ ドライブ 活動を見合わせます。

・ 音楽鑑賞及びDVD鑑賞ほか 活動を見合わせます。

・ 歯科受診

口腔内の健康維持の重要性を鑑み、継続します。ただし、この期間の受診を控えたいたいとのお考えがあれば、遠慮なくお申し出ください。

・ 看護職員によるブラッシング指導

歯科受診同様、その重要性から継続実施いたします。控えたいたいとのお考えがあれば、お申し出ください。

・ その他 各活動の感染リスクを勘案し、今後、新たに見直す場合があります。